

改正後	改正前
額)」のそれぞれの金額のうち、いずれか2が0であり、かつ、直前々期末を基準にして同項の定めに基づきそれぞれの金額を計算した場合に、それぞれの金額のうち、いずれか2以上が0である評価会社（次の(2)から(6)に該当するものを除く。以下「<u>比準要素数1の会社</u>」という。）の株式の価額は、次項の定めによる。 <u>(注) 配当金額及び利益金額については、直前期末以前3年間の実績を反映して判定することになるのであるから留意する。</u> (2) 株式保有特定会社の株式 課税時期において評価会社の有する各資産（自己株式を除く。）をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうちに占める株式及び出資の価額の合計額（$189-3$（（株式保有特定会社の株式の評価））において「<u>株式等の価額の合計額（相続税評価額によって計算した金額）</u>」という。）の割合が25%以上（178（（取引相場のない株式の評価上の区分））に定める中会社及び小会社については、50%以上）である評価会社（次の(3)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。以下「<u>株式保有特定会社</u>」という。）の株式の価額は、$189-3$（（株式保有特定会社の株式の評価））の定めによる。 (3) 土地保有特定会社の株式 課税時期において、次のいずれかに該当する会社（次の(4)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。以下「<u>土地保有特定会社</u>」という。）の株式の価額は、$189-4$（（土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価））の定めによる。 イ 178（（取引相場のない株式の評価上の区分））の定めにより大会社に区分される会社（同項の定めにより小会社に区分される会社（同項に定める総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）	(1) 株式保有特定会社の株式 課税時期において評価会社の有する各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうちに占める株式及び出資の価額の合計額（次項において「<u>株式等の価額の合計額（相続税評価額によって計算した金額）</u>」という。）の割合が25%以上（178（（取引相場のない株式の評価上の区分））に定める中会社及び小会社については、50%以上）である評価会社（次の(2)から(5)までのいずれかに該当するものを除く。以下「<u>株式保有特定会社</u>」という。）の株式の価額は、<u>次項の定めによる。</u> (2) 土地保有特定会社の株式 課税時期において評価会社の有する各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうちに占める土地等の価額の合計額の割合が70%以上（178（（取引相場のない株式の評価上の区分））に定める中会社及び同項に定める小会社のうち、<u>評価会社の事業が卸売業に該当する場合には、同項に定める総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）が8,000万円以上20億円未満で、かつ、同項に定める従業員数が10人以下である会社、評価会社の事業が卸売業</u>

改正後	改正前
が、評価会社の事業が卸売業に該当する場合には20億円以上、卸売業以外に該当する場合には10億円以上のものに限る。)を含む。)で、その有する各資産(自己株式を除く。)をこの通達の定めるところにより評価した価額の合計額のうちに占める土地等の価額の合計額の割合(以下「土地保有割合」という。)が70%以上である会社 ロ 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の定めにより中会社に区分される会社(同項の定めにより小会社に区分される会社(同項に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)が、評価会社の事業が卸売業に該当する場合には7,000万円以上、小売・サービス業に該当する場合には4,000万円以上、卸売業、小売・サービス業以外に該当する場合には5,000万円以上で、上記イに該当しないものに限る。)を含む。)で、土地保有割合が90%以上である会社 (4) 開業後3年未満の会社等の株式 課税時期において次に掲げるイ又はロに該当する評価会社(次の(5)又は(6)に該当するものを除く。以下「開業後3年未満の会社等」という。)の株式の価額は、$189-4$((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価))の定めによる。 イ 開業後3年未満であるもの ロ 183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)、(2)及び(3)に定める「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」のそれぞれの金額がいずれも0であるもの	以外の業種に該当する場合には、同項に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)が5,000万円以上10億円未満で、かつ、同項に定める従業員数が10人以下である会社については、90%以上)である評価会社(178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める小会社(評価会社の事業が卸売業に該当する場合には、同項に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)が8,000万円未満で、かつ、同項に定める直前期末以前1年間の取引金額が2億円未満である会社、評価会社の事業が卸売業以外の業種に該当する場合には、同項に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)が5,000万円未満で、かつ、同項に定める直前期末以前1年間の取引金額が8,000万円未満である会社に限る。)及び次の(3)から(5)までのいずれかに該当するものを除く。以下「土地保有特定会社」という。)の株式の価額は、$189-3$((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価))の定めによる。 (3) 開業後3年未満の会社等の株式 課税時期において次に掲げるイ又はロに該当する評価会社(次の(4)又は(5)に該当するものを除く。以下「開業後3年未満の会社等」という。)の株式の価額は、$189-3$((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価))の定めによる。 イ 開業後3年未満であるもの ロ 183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)、(2)及び(3)に定める「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」のそれぞれの金額のうち、いずれか2以上が0であり、かつ、直前々期末を基準にして同項の定めに基づきそれぞれの金額

改 正 後	改 正 前
(注) 配当金額及び利益金額については、直前期末以前<u>2</u>年間の実績を反映して判定することになるのであるから留意する。 (5) 開業前又は休業中の会社の株式 開業前又は休業中である評価会社の株式の価額は、<u>189-5</u>((開業前又は休業中の会社の株式の評価))の定めによる。 (6) 清算中の会社の株式 清算中である評価会社の株式の価額は、<u>189-6</u>((清算中の会社の株式の評価))の定めによる。 <u>(比準要素数1の会社の株式の評価)</u> <u>189-2 189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数1の会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する(この場合における1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式の合計数が比準要素数1の会社の185((純資産価額))のただし書に定める発行済株式数の50%未満であるときには、同項の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。)</u>。ただし、上記の比準要素数1の会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、Lを0.25として、<u>179</u>((取引相場のない株式の評価の原則))の(2)の算式により計算した金額によって評価することができる(この場合における当該算式中の1株当たりの純資産	<u>を計算した場合にも、それぞれの金額のうち、いずれか2以上が0であるもの</u> (注) 配当金額及び利益金額については、直前期末以前<u>3</u>年間の実績を反映して判定することになるのであるから留意する。 (4) 開業前又は休業中の会社の株式 開業前又は休業中である評価会社の株式の価額は、<u>189-4</u>((開業前又は休業中の会社の株式の評価))の定めによる。 (5) 清算中の会社の株式 清算中である評価会社の株式の価額は、<u>189-5</u>((清算中の会社の株式の評価))の定めによる。 (新設)

改正後	改正前
<u>価額(相続税評価額によって計算した金額)は、本項本文かつこ書と同様とする。)</u>。 <u>なお、当該株式が 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))に定める同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合には、その株式の価額は、$188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))$の本文の定めにより計算した金額(この金額が本項本文又はただし書の定めによって評価するものとして計算した金額を超える場合には、本項本文又はただし書(納税義務者が選択した場合に限る。))の定めにより計算した金額)によって評価する。</u> (株式保有特定会社の株式の評価) <u>189-3 189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式保有特定会社の株式」の価額は、・・・・・・・・。この場合における当該1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式の合計数が株式保有特定会社の185((純資産価額))のただし書に定める発行済株式数の50%未満であるときには、上記により計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。ただし、・・・・・・・・。</u> <u>なお、・・・・・・・・、その株式の価額は$188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))$の本文の定めにより計算した金額(この金額が本項本文又はただし書の定めによって評価するものとして計算した金額を超える場合には、本項本文又はただし書(納税義務者が選択した場合に限る。))の定めにより計算した金額)によって評価する。</u>	(株式保有特定会社の株式の評価) <u>189-2 前項の(1)の「株式保有特定会社の株式」の価額は、・・・・・・・・。この場合における当該1株当たりの純資産価額については、当該株式の取得者とその同族関係者(188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)に定める同族関係者をいう。))の有する当該株式の合計数が株式保有特定会社の発行済株式数の50%未満である場合においては、上記により計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)に100分の80を乗じて計算した金額とする。ただし、・・・・・・・・。</u> <u>なお、・・・・・・・・、$188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))$の本文の定めにより計算した金額(この金額が上記のそれぞれの定めにより評価するものとして計算した金額を超える場合には、上記のそれぞれの定めにより計算した金額)によって評価する。</u>

改正後	改正前
(1) S₁の金額 ・・・・・・・・・・。ただし、<u>評価会社の株式が189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数1の会社の株式」の要件（同項の(1)のかっこ書の要件を除く。）にも該当する場合には、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の大会社、中会社又は小会社の区分にかかわらず、189－2((比準要素数1の会社の株式の評価))の定め（本文のかっこ書、ただし書のかっこ書及びなお書を除く。）に準じて計算した金額とする。</u>これらの場合において、180((類似業種比準価額))に定める算式及び185((純資産価額))の本文に定める1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、それぞれ次による。 イ 180((類似業種比準価額))に定める算式は、次の算式による。 $A \times \left[\frac{\frac{\textcircled{B} - \textcircled{b}}{B} + \frac{\textcircled{C} - \textcircled{c}}{C} \times 3 + \frac{\textcircled{D} - \textcircled{d}}{D}}{5} \right] \times 0.7$ <u>上記算式の適用に当たっては、次による。</u> (イ) 上記算式中「A」、「<u>ⓑ</u>」、「<u>ⓒ</u>」、「<u>ⓓ</u>」、「B」、「C」及び「D」は、180((類似業種比準価額))の定めにより、「<u>ⓑ</u>」、「<u>ⓒ</u>」及び「<u>ⓓ</u>」は、・・・・・・・・・・ 「<u>ⓓ</u>」＝次の①及び②に掲げる金額の合計額（上記算式中の「<u>ⓓ</u>」を限度とする。） ① ・・・・・・・・・・総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）から自己株式の帳簿価額を控除した金額のうちに占める・・・・・・・・・・ ② （省略）	(1) S₁の金額 ・・・・・・・・・・。この場合において、180((類似業種比準価額))に定める算式及び185((純資産価額))の本文に定める1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、それぞれ次による。 イ 180((類似業種比準価額))に定める算式は、次の算式による。 $A \times \left[\frac{\frac{\textcircled{B} - \textcircled{b}}{B} + \frac{\textcircled{C} - \textcircled{c}}{C} + \frac{\textcircled{D} - \textcircled{d}}{D}}{3} \right] \times 0.7$ 上の算式中「A」、「<u>ⓑ</u>」、「<u>ⓒ</u>」、「<u>ⓓ</u>」、「B」、「C」及び「D」は、180((類似業種比準価額))の定めにより、「<u>ⓑ</u>」、「<u>ⓒ</u>」及び「<u>ⓓ</u>」は、・・・・・・・・・・ 「<u>ⓓ</u>」＝次の(イ)及び(ロ)に掲げる金額の合計額（上記算式中の「<u>ⓓ</u>」を限度とする。） (イ) ・・・・・・・・・・総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）のうちに占める・・・・・・・・・・ (ロ) （同左）

改正後	改正前
(ロ) 上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社の株式を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社の株式を評価する場合には「0.5」とする。 (ハ) 上記算式中の㉔の金額が0の場合には、分母の「5」は「3」とする。 ロ (省略) (2) S₂の金額 S₂の金額は、189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」から・・・・・・、当該控除後の金額を課税時期における株式保有特定会社の発行済株式数(自己株式を有する場合には、当該自己株式の数を控除した株式数をいう。以下この項において同じ。)で除して計算した金額とする。この場合、・・・・・・。 (土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価) 189-4 189((特定の評価会社の株式))の(3)の「土地保有特定会社の株式」又は同項の(4)の「開業後3年未満の会社等の株式」の価額は、・・・・・・。この場合における当該各株式の1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)については、それぞれ、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式の合計数が土地保有特定会社又は開業後3年未満の会社等の 185((純資産価額))のただし書に定める発行済株式数の50%未満であるときは、上記により計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。 なお、・・・・・・(この金額が本項本文の定めによって評価	ロ (同左) (2) S₂の金額 S₂の金額は、前項の(1)の「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」から・・・・・・、当該控除後の金額を課税時期における株式保有特定会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。この場合、・・・・・・。 (土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価) 189-3 189((特定の評価会社の株式))の(2)の「土地保有特定会社の株式」又は同項の(3)の「開業後3年未満の会社等の株式」の価額は、・・・・・・。この場合における当該各株式の1株当たりの純資産価額については、それぞれ、当該株式の取得者とその同族関係者(188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)に定める同族関係者をいう。)の有する当該株式の合計数が土地保有特定会社又は開業後3年未満の会社等の発行済株式数の50%未満である場合には、上記により計算した1株当たりの純資産価額に 100分の80を乗じて計算した金額とする。 ただし、・・・・・・(この金額が本項本文の定めにより評価

改 正 後	改 正 前
するものとして計算した金額を超える場合には、・・・・・・・・。 (開業前又は休業中の会社の株式の評価) <u>189-5</u> 189((特定の評価会社の株式))の<u>(5)</u>の「開業前又は休業中の会社の株式」の価額は、・・・・・・・・。 (清算中の会社の株式の評価) <u>189-6</u> 189((特定の評価会社の株式))の<u>(6)</u>の「清算中の会社の株式」の価額は、・・・・・・・・。 (新株引受権等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正) <u>189-7</u> 189-2((比準要素数1の会社の株式の評価))から<u>189-5</u>((開業前又は休業中の会社の株式の評価))まで・・・・・・・・。 (株式の引受けによる権利の評価) 191 ・・・・・・・・。 (1) (省略) (2) ・・・・・・・・188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))若しくは<u>189-7</u>((新株引受権等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正))の定めにより・・・・・・・・。 (新株無償交付期待権の評価) 192 ・・・・・・・・188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))若しくは<u>189-7</u>((新株引受権等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正))の定めにより・・・・・・・・。	するものとして計算した金額を超える場合には、・・・・・・・・。 (開業前又は休業中の会社の株式の評価) <u>189-4</u> 189((特定の評価会社の株式))の<u>(4)</u>の「開業前又は休業中の会社の株式」の価額は、・・・・・・・・。 (清算中の会社の株式の評価) <u>189-5</u> 189((特定の評価会社の株式))の<u>(5)</u>の「清算中の会社の株式」の価額は、・・・・・・・・。 (新株引受権等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正) <u>189-6</u> 189-2((株式保有特定会社の株式の評価))から<u>189-4</u>((開業前又は休業中の会社の株式の評価))まで・・・・・・・・。 (株式の引受けによる権利の評価) 191 ・・・・・・・・。 (1) (同左) (2) ・・・・・・・・188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))若しくは<u>189-6</u>((新株引受権等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正))の定めにより・・・・・・・・。 (新株無償交付期待権の評価) 192 ・・・・・・・・188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))若しくは<u>189-6</u>((新株引受権等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正))の定めにより・・・・・・・・。

改 正 後	改 正 前
(医療法人の出資の評価) 194-2 医療法人に対する出資の価額は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から181((類似業種))本文まで、182((類似業種の株価))から183-2((類似業種の1株当たりの配当金額等の計算))まで、184((類似業種比準価額の修正))の(2)、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))から186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))まで、187((新株引受権等の発生している株式の価額の修正))の(2)、189((特定の評価会社の株式))、189-2((比準要素数1の会社の株式の評価))から189-4((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価)) (185((純資産価額))のただし書の定め及び188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の定めを適用する部分を除く。)まで及び189-5((開業前又は休業中の会社の株式の評価))から192((新株無償交付期待権の評価))までの定めに基づいて計算した価額によって評価する。この場合において、181((類似業種))の「評価会社の事業が該当する業種目」は同項の定めにより別に定める業種目のうちの「その他の産業」とし、189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数1の会社の株式」に相当する医療法人に対する出資は、183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(2)又は(3)に定める「1株当たりの利益金額」又は「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」のそれぞれ金額のうち、いずれかが0であり、かつ、直前々期末を基準にして同項の定めに基づいて計算した場合に、それぞれ金額のうち、いずれか1以上が0である評価対象の医療法人の出資をいい、180((類似業	(医療法人の出資の評価) 194-2 医療法人に対する出資の価額は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から181((類似業種))本文まで、182((類似業種の株価))から183-2((類似業種の1株当たりの配当金額等の計算))まで、184((類似業種比準価額の修正))の(2)、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))から、186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))まで、187((新株引受権等の発生している株式の価額の修正))の(2)、189((特定の評価会社の株式))、189-2((株式保有特定会社の株式の評価))から189-3((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価)) (188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の定めを適用する部分を除く。)まで及び189-4((開業前又は休業中の会社の株式の評価))から192((新株無償交付期待権の評価))までの定めに基づいて計算した価額によって評価する。この場合において、181((類似業種))の評価会社の事業が該当する業種目は「その他の産業」とし、180((類似業種比準価額))及び189-2((株式保有特定会社の株式の評価))の(1)のイに定める算式は、それぞれ次の算式による。

改 正 後	改 正 前
種比準価額))及び189-3((株式保有特定会社の株式の評価))の(1)のイに定める算式は、それぞれ次の算式による。 (1) 180((類似業種比準価額))に定める算式 $A \times \left[\frac{\frac{\text{㉞}}{C} \times 3 + \frac{\text{㉟}}{D}}{4} \right] \times 0.7$ ただし、上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.5」とする。また、189-2((比準要素数1の会社の株式の評価))のただし書の定めにより評価する場合において、上記算式中の㉞の金額が0のときには、分母の「4」は「2」とする。 (2) 189-3((株式保有特定会社の株式の評価))の(1)のイに定める算式 $A \times \left[\frac{\frac{\text{㉞}-\text{㉟}}{C} \times 3 + \frac{\text{㊱}-\text{㊲}}{D}}{4} \right] \times 0.7$ ただし、上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.5」とする。また、189-2((比準要素数1の会社の株式の評価))のただし書の定めにより評価する場合において、上記算式中の㉞の金額が0のときには、分母の「4」は「2」とする。	(1) 180((類似業種比準価額))に定める算式 $A \times \left[\frac{\frac{\text{㉞}}{C} + \frac{\text{㉟}}{D}}{2} \right] \times 0.7$ (2) 189-2((株式保有特定会社の株式の評価))の(1)のイに定める算式 $A \times \left[\frac{\frac{\text{㉞}-\text{㉟}}{C} + \frac{\text{㊱}-\text{㊲}}{D}}{2} \right] \times 0.7$

改正後	改正前
第2節 公 社 債 (利付公社債の評価) 197-2 利付公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) 証券取引所に上場されている利付公社債 その公社債が上場されている証券取引所(2以上の証券取引所に上場されている場合には、原則として、東京証券取引所とするが、納税義務者の選択により納税地の最寄りの証券取引所とすることができる。以下同じ。)の公表する課税時期の最終価格(日本証券業協会において基準気配銘柄として選定された公社債である場合には、日本証券業協会の公表する課税時期の基準気配と最終価格のうちいずれか低い金額とする。また、課税時期に最終価格及び基準気配のいずれもない場合には、課税時期前の最終価格又は基準気配のうち、課税時期に最も近い日の最終価格又は基準気配とし、その日に最終価格又は基準気配のいずれもある場合には、いずれか低い金額とする。次項において同じ。)と課税時期において利払期が到来していない利息のうち、課税時期現在の既経過分に相当する金額が	第2節 公 社 債 (利付公社債の評価) 197-2 利付公社債の価額は、発行価額と課税時期において利払期が到来していない利息のうち、同時期現在の既経過分に相当する金額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額(特別徴収されるべき道府県民税の利子割の額に相当する金額を含む。以下同じ。)を控除した金額(以下197-2((利付公社債の評価))及び197-5((転換社債の評価))において「源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額」という。)との合計額によって評価する。 ただし、その合額額が次に掲げる公社債について、それぞれ次に掲げる金額を超える場合には、次に掲げる金額によって評価する。 (1) 証券取引所に上場されている利付公社債 その公社債が上場されている証券取引所(2以上の証券取引所に上場されている場合には、原則として、東京証券取引所とし、納税義務者が納税地の最寄りの証券取引所を選んだときは、その証券取引所によることも差し支えない。以下同じ。)の公表する課税時期の最終価格(日本証券業協会において基準気配銘柄として選定された公社債である場合には、日本証券業協会の公表する課税時期における基準気配と最終価格のうちいずれか低い金額とする。また、課税時期に最終価格及び基準気配のいずれもない場合には、課税時期前の最終価格又は基準気配のうち、課税時期に最も近い日の最終価格又は基準気配とし、その日に最終価格又は基準気配のいずれもある場合には、いずれか低い金額とする。以下この項及び次項において同じ。)と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額